

【諮問第83号】

12川個審第1号

平成12年4月19日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市個人情報保護審査会

会長 安富 潔

個人情報閲覧等請求に対する全部承諾処分に関する不服申立てについて（答申）

平成9年7月29日付け9川才事第99号の2をもって川崎市長から諮問のありました個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関が行った全部承諾処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立人は、平成 年 月 日に自ら川崎市市民オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）に行った苦情申立て（第 号事案）に係る苦情処理申立書から結果通知書に至るまでの全ての文書と付属書類（口頭での申出メモ、聴取したメモ類を含む）の閲覧及び写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）を、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、平成9年5月23日付けで川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して行った。これに対して実施機関は、同年6月6日付けで全部承諾処分を行い、同年6月16日に不服申立人に対して閲覧等を行ったが、不服申立人は、同年 月 日と同年 月 日にオンブズマン及び専門調査員（以下「調査員」という。）と面談した際の「文書」及び面談メモが開示されておらず、全部承諾処分と言いつつ請求に十分対応していないとして、同年7月16日付けで不服申立てを行ったものである（当審査会諮問第83号）。

3 不服申立人の主張要旨

平成9年10月14日付け不服申立人意見書、及び平成11年1月16日実施の不服申立人口頭意見陳述における不服申立人の主張は、概要以下のとおりである。

不服申立人が平成 年 月 日にオンブズマンに行った苦情申立ては、川崎市立中学校で行われている「部活代替」制度の運用が、クラブ活動履修のために部種への強制的入部と退部禁止を伴う違法・不当なものであることに係るものである。当初から不服申立人とオンブズマンとの間で、苦情申立ての趣旨について認識のずれがあったものの、次第に一致をみた。

しかし、平成 年 月 日及び同年 月 日の二回、オンブズマン及び調査員との面談の際に不服申立人に対し、苦情処理結果通知書の内容に関する説明があり、苦情処理結果を記した「文書」を見せられたが、いずれも内容は不服申立人が求めている結論と大きくかけ離れたものであったため、再調査、再々調査をそれぞれオンブズマン側で行うこととなった。不服申立人としても、自分の主張に即した反論を文書で行うべく、この二回の面談の際に見せられた「文書」が欲しいと要望したものの拒否され、その後、同年 月 日付けで、最終的な苦情処理結果通知書が出された。その内容は上記二回の面談の際の「文書」と実質的に変わらず、「部活代替」制度についての市教育委員会の主張だけを鵜呑みにしたものであった。

実施機関は、上記二回の面談の際の「文書」は最終的な苦情処理結果通知書作成過程における単なるメモにすぎず、既に廃棄したと主張しているが、この時不服申立人が見た「文書」は、結論には問題があるものの形式上は成熟した「通知書」というべき内容のものであった。反論のため当該「文書」の交付を求めた不服申立人の要望を拒否し、当該「文書」を廃棄したと主張する実施機関の対応は、市教育委員会の見解どおりの苦情処理結果通知書を出すために意図的に行ったと疑われても仕方がない。また、面談メモについても、作成義務はなく、調査員のメモとしてのもので既に廃棄されているとのことだが、やはり同様の意図が感じられる。

以上のような、市民との信頼関係を損なう実施機関の対応及び主張は、文書不存在の合理的理由とはならない。

4 実施機関の主張要旨

平成9年9月18日付け実施機関処分理由説明書、及び平成10年12月26日実施の実施機関事情聴取における実施

機関の主張は、概要以下のとおりである。

オンブズマンへの苦情申立てについては、受付はオンブズマン事務局（以下「事務局」という。）で行うが、文書はオンブズマンの手元にわたる。その後オンブズマン及び調査員は、当該案件に係る調査の過程で必要と判断した文書を作成又は取得し、全てオンブズマンが管理する。苦情処理結果通知書が出た後、ファイルごと事務局が引き継ぐという取扱いをしている。

不服申立人の主張する平成 年 月 日及び同年 月 日の「文書」とは、苦情処理結果通知書を出す前にその内容を見せて欲しいという不服申立人からの強い要望が何度もあったことから、苦情申立てについてのオンブズマンの考えが固まった段階で、その内容を「文書」にまとめ、異例の措置として上記の両日、不服申立人に見せたものである。ただし、これらの「文書」は、最終的な苦情処理結果通知書を作成する過程における未成熟なものであったため、調査員が廃棄した。また、上記二回の面談メモについても、作成はされたが、作成義務があるわけではなく、苦情処理結果通知書に至るまでの調査員のメモに過ぎず、既に廃棄されている。

苦情処理案件についてどのような文書やメモを作成するか、また、どのような書面を文書として保管し、メモとして扱うかは、オンブズマン及び調査員の判断に任されている。上記二回の「文書」及び面談メモについては、調査員があくまで未成熟な内容のものと判断し、廃棄したものである。苦情処理結果通知書が出された後、オンブズマンから事務局に引き継がれた書類が公文書であると考えており、不服申立人の行った苦情申立て（第 号事案）について事務局が引き継いだファイルの中には上記二回の「文書」及びメモはない。実施機関は本件請求に対し、オンブズマンから事務局が引き継いだ文書の全てを、不服申立人の閲覧に供している。

5 審査会の判断

オンブズマンは、市民の権利利益の保護を図り、開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的として、「川崎市市民オンブズマン条例」（平成2年川崎市条例第22号。以下「オンブズマン条例」という。）第1条により設置された独立した機関であり、オンブズマンの下にはオンブズマンに関する事務処理のために事務局がおかれ、またオンブズマンの職務に関する事項を調査する調査員がおかれている（オンブズマン条例第21条）。

オンブズマンがその使命を達成するためには、その職務行使及び身分上の地位に関し独立性が保障されるべきであり、オンブズマン条例第5条は市の機関の責務として、オンブズマンの職務遂行に関する独立性の尊重及び積極的な協力義務を定めている。

事務局の職員は、市職員ではあるが、オンブズマンを補佐するという職務の性質上、オンブズマンの指揮の下で服務することとなる。また、調査員は、地方自治法第174条に規定する専門委員として、市長の委嘱を受け、必要な事項を調査する非常勤特別職の職員であり、その職務内容などについては「川崎市市民オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務期間等に関する要綱」により規定されている。

オンブズマンへの苦情申立てについては、事務局で受付を行い、文書はオンブズマンにわたる。オンブズマンは調査員とともに、当該案件に係る調査の過程で必要と判断した文書を作成又は取得する。これらの文書は、すべてオンブズマンが管理することとされ、最終的に、オンブズマンから苦情処理結果通知書が出された後に、当該案件に係る文書をファイルにしたものが、条例上の実施機関（川崎市長）の一部局である事務局に引き継がれ、公文書として管理されるという取扱いとなっている。

苦情処理案件について、どのような調査をし、どのような報告や意見を表明するかは、すべてオンブズマンに委ねられているところであり、その間にどのような文書やメモを作成するか、また、どのような書面を事務局へ

引き継ぐ文書として保管し、あるいはメモとして扱うかは、オンブズマン及び調査員に任されている。

このような文書作成・保管の経過に鑑み、当審査会は、実施機関に対し不服申立人の苦情処理に関する一件書類がつけられているファイルの提出を求め、これを見分したところ、不服申立人の主張する平成 年 月 日と同年 月 日にオンブズマン及び調査員と面談した際に見せられた「文書」及び面談メモが存在するということは確認できなかった。

従って、本件不服申立ては、現時点において存在しないと認められる「文書」及び面談メモについての開示の申立てであり、その主張には理由がないと判断する。

本件、実施機関の処分は妥当である。

なお、審査会として、実施機関から事情聴取を行った結果、実施機関の説明によれば、平成 年 月 日及び同年 月 日に行われた不服申立人とオンブズマン及び調査員との面談において、不服申立人が主張する「文書」が作成されていたようであるが、その「文書」は、実質において、最終的な苦情処理結果通知書の下書き的な未成熟な文書であると考え、その後に廃棄したとのことである。また、その際の面談メモも作成されたようであるが、それは調査員のメモとして作成されたもので、すでに廃棄されたとのことであった。

しかしながら、不服申立人からの要望とはいえ、不服申立人にとって形式的に成熟した苦情処理結果通知書と思料できる「文書」を示しながら面談したことは、きわめて異例なことである。

いずれにしろ、このような「文書」はオンブズマンや調査員の単なる手控えとはいえ、面があり、不服申立人からの苦情処理の過程を明らかにする意味において、「文書」を事務局に引き継いで保存しておかなかったことが適切であったのか、疑問がないわけでない。また、不服申立人との二回にわたる面談の記録がファイルにこいっさい残っていないのは、不適切であるといわれてもいたしかたないように思われる。